

第3次匝瑳市男女共同参画計画

令和4年3月

匝瑳市

はじめに

市では、平成２９年に策定いたしました「第２次匝瑳市男女共同参画計画」に基づき、市民や関係団体等の皆様方とともに、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策を展開してまいりました。

この間、少子高齢化や人口減少の進展等の社会情勢の変化や、激甚化する自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大等の新たな課題が生じ、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しております。

こうした状況の中、男女が互いの人権を尊重し、あらゆる分野において自らの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現がこれまで以上に求められています。

そこで、社会情勢の変化や、新たな課題への対応、更には、これまでの取組の成果等を踏まえ、より一層の男女共同参画施策の推進を図るため、「第３次匝瑳市男女共同参画計画」を策定しました。

本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく「市町村防止基本計画」として位置づけるとともに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「市町村推進計画」としても位置づけています。

本市といたしましても本計画の着実な推進に取り組んでまいりますが、男女共同参画社会は、市の取組だけで実現できるものではなく市民・事業所・各種団体の皆様方がその必要性を十分に理解し、その実現に向け、それぞれが主体的に、また、協働して取り組まれますよう、皆様の御理解と御協力を賜りたくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見を頂きました匝瑳市男女共同参画推進委員会委員の皆様をはじめ、市民意識調査等を通じて御協力を頂きました市民の皆様に対し、厚く御礼申し上げます。

令和４年３月



匝瑳市長 宮内 康幸

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨…………… 3
- 2 計画の位置づけ…………… 3
- 3 計画の期間…………… 3

第2章 計画の概要

- 1 基本理念…………… 7
- 2 基本目標…………… 7
- 3 前計画からの主な変更点…………… 7
- 4 計画の体系…………… 8

第3章 施策の内容

- 基本目標Ⅰ みんなが尊重し合える男女平等の社会をめざします……………11
 - 1 男女共同参画への意識づくり……………11
 - (1) 男女共同参画意識の啓発……………15
 - (2) 男女共同参画に関する調査研究、情報の収集、提供……………15
 - 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進……………17
 - (1) 学校教育を通じた男女共同参画の推進……………19
 - (2) 生涯学習を通じた男女共同参画の推進……………19
 - 3 DV等あらゆる暴力の根絶と人権の尊重……………20
 - (1) DVの根絶と被害者への支援……………22
 - (2) 性犯罪等への対策の推進……………22
 - (3) 人権尊重思想の普及啓発……………23
- 基本目標Ⅱ みんなが能力を発揮できる社会をめざします……………24
 - 1 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援……………24
 - (1) ワーク・ライフ・バランスの推進……………26
 - (2) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援策の充実……………26
 - (3) 家庭生活及び地域活動における男女共同参画の促進……………27

2	働く場における男女共同参画の促進	29
(1)	男女の均等な機会と待遇の確保	32
(2)	農業・商工業等自営業における男女共同参画の推進	32
(3)	多様なニーズを踏まえた就業環境の整備	32
3	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	34
(1)	行政における女性の参画の推進	36
(2)	事業所、各種機関・団体等における女性の参画促進	36
基本目標Ⅲ みんなが健康で安心して暮らせる社会をめざします		37
1	生涯を通じた心と体の健康支援	37
(1)	生涯を通じた男女の健康の保持増進	38
(2)	妊娠・出産に関する女性の健康支援	38
2	誰もが安心して暮らせる環境の整備	39
(1)	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進	39
(2)	ひとり親家庭等の自立支援	40
(3)	高齢者・障害者の自立支援	40

第4章 推進体制

1	協働による総合的な推進体制の整備	43
(1)	市民・地域・事業所・行政の連携と協働	43
(2)	庁内の推進体制	43
(3)	市職員の意識向上	43
(4)	国・県・他市町村、関係機関との連携・協力	44
2	計画の進行管理	44

付属資料

1	策定経過	49
2	匝瑳市男女共同参画計画策定委員会規則	52
3	匝瑳市男女共同参画推進委員会規則	54
4	匝瑳市男女共同参画推進委員会委員名簿	56
5	男女共同参画社会基本法	57
6	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	60
7	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	68
8	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	76

第1章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 22 年 2 月に男女共同参画社会基本法に基づく法定計画である「匝瑳市男女共同参画計画」を、また、平成 29 年 2 月に「第 2 次匝瑳市男女共同参画計画」（以下「前計画」といいます。）を策定し、男女共同参画社会の実現をめざして様々な施策に取り組んできました。

しかし、職場や家庭等においては、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として残っています。

また、少子高齢化や人口減少が進む中で、男女が共に、あらゆる分野に参画できる環境を構築することが求められています。

こうした背景を踏まえ、これまでの計画の基本理念を引き継ぎ、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、その方向性を示すものとして「第 3 次匝瑳市男女共同参画計画（以下「第 3 次計画」といいます。）」を策定します。

2 計画の位置づけ

- (1) 第 3 次計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の規定による法定計画であり、本市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
- (2) 第 3 次計画は、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」、県の「第 5 次千葉県男女共同参画計画」、「第 2 次匝瑳市総合計画」等の関係計画との整合性に配慮し、前計画の成果を引き継ぎ、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
- (3) 第 3 次計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3 第 3 項の規定による「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」としても位置づけます。
- (4) 第 3 次計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項の規定による「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」としても位置づけます。

3 計画の期間

計画の期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や第 3 次計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 計画の概要

第2章 計画の概要

1 基本理念

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成のため、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の5つを基本理念としています。第3次計画では、同法の基本理念を前提として、「男性も女性もお互いを尊重し、支え合い、みんなが幸せに暮らせる社会をめざします。」を基本理念とします。

男性も女性もお互いを尊重し、支え合い、
みんなが幸せに暮らせる社会をめざします。

2 基本目標

基本理念に掲げた社会の実現に向けて、次の3つの基本目標を設定し、基本的施策を展開することとします。

基本目標Ⅰ みんなが尊重し合える男女平等の社会をめざします

基本目標Ⅱ みんなが能力を発揮できる社会をめざします

基本目標Ⅲ みんなが健康で安心して暮らせる社会をめざします

3 前計画からの主な変更点

(1) 課題の整理

前計画の成果を引き継ぐため、「第3次匝瑳市男女共同参画計画策定に係る市民意識調査」(以下「市民意識調査」といいます。令和2年11月実施。)の結果をもとに、本市における基本的な課題を整理しました。

(2) 男女共同参画の更なる推進

前計画の取組を更に推進するため、取組や指標等を見直しました。

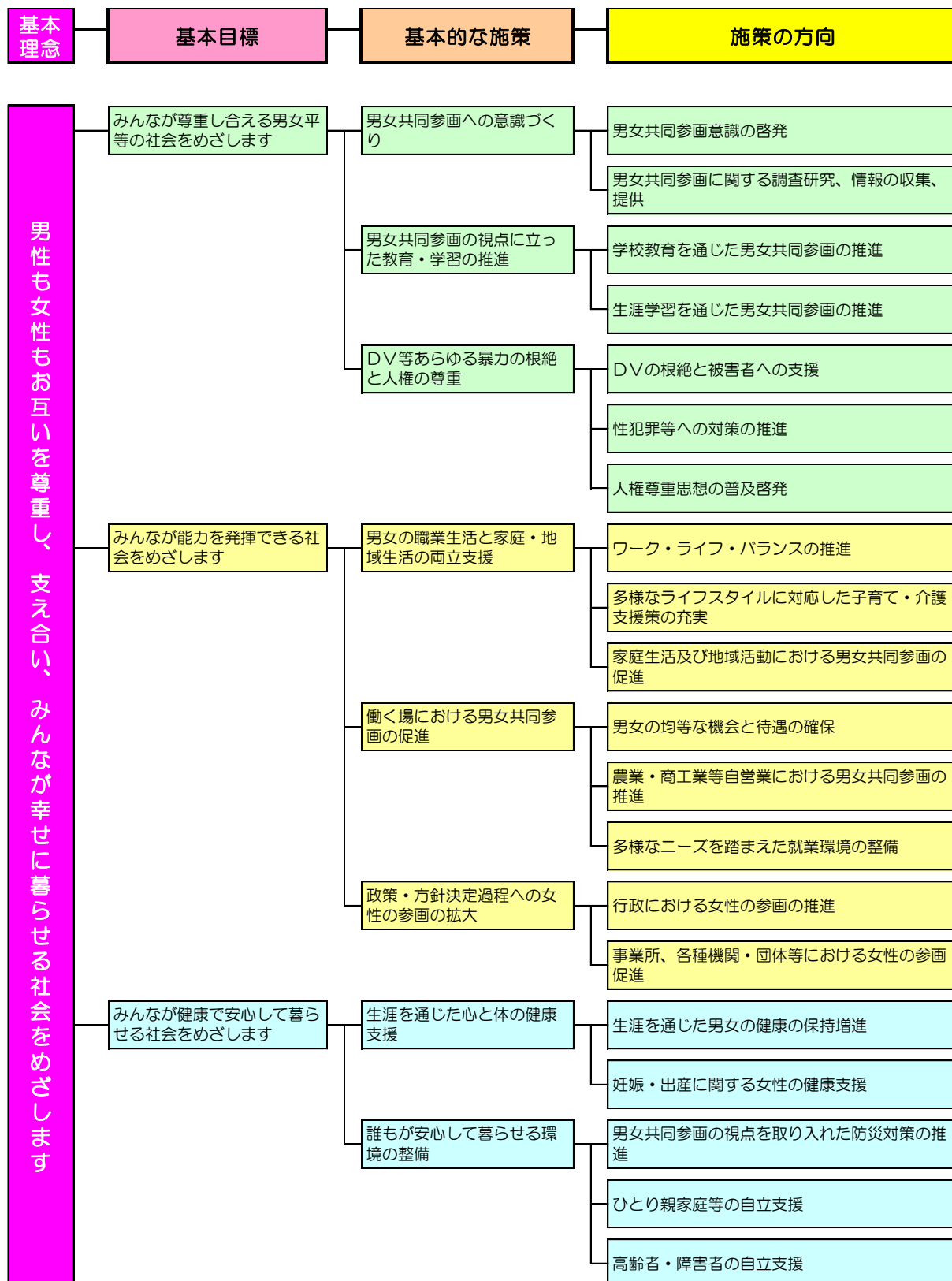
(3) 地域における男女共同参画の取組の重視

地域における男女共同参画の取組を更に推進するため、取組・指標を追加しました。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響及び災害対応における男女共同参画の視点の重要性

新型コロナウイルス感染症の影響及び男女共同参画の視点に立った災害対応を重視し、計画策定を行いました。

4 計画の体系



第3章 施策の内容

第3章 施策の内容

基本目標Ⅰ みんなが尊重し合える男女平等の社会をめざします

1 男女共同参画への意識づくり

私たちを取り巻く社会情勢は、人口減少や少子化の急速な進展、激甚化する災害や新型コロナウイルス感染症の影響等の新たな課題が生じ、著しい変化が続いています。

令和12年までの国際目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」では、ゴールの一つに「ジェンダー※1の平等と女性および女児のエンパワーメント※2」が掲げられています。また、国が令和2年12月に策定した第5次男女共同参画基本計画では、男女共同参画・女性活躍が分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し、施策に反映することが必要とされています。

こうした状況の中、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現がこれまで以上に求められています。

しかしながら、人々の意識や地域社会における習慣・慣行には、依然として性別による固定的な役割分担意識※3が存在しています。このことが個人の自由な生き方に影響を及ぼし、女性だけでなく男性の生き方をも制限している状況にあります。

市民意識調査の結果では、社会全体において男性の方が優遇されていると思う人が63.1%を占めています。また、男性の方が優遇されていると思われる原因を尋ねた質問では、「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりが根強い」という理由が65.4%と最も多くなっています。

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯をもって生まれたものですが、男女共同参画社会の形成という視点から見た場合、表立って性別による区別を設けていない場合でも、男女の置かれている立場の違い等を反映して、結果的に男女の自由な活動の選択をしにくくしたり、男女不平等な取扱いになっていたりする場合があるため、男女ともに多様なライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けて見直していく必要があります。

※1 ジェンダー（社会的性別）

「社会的・文化的に形成された性別」のことをいいます。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がありますが、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

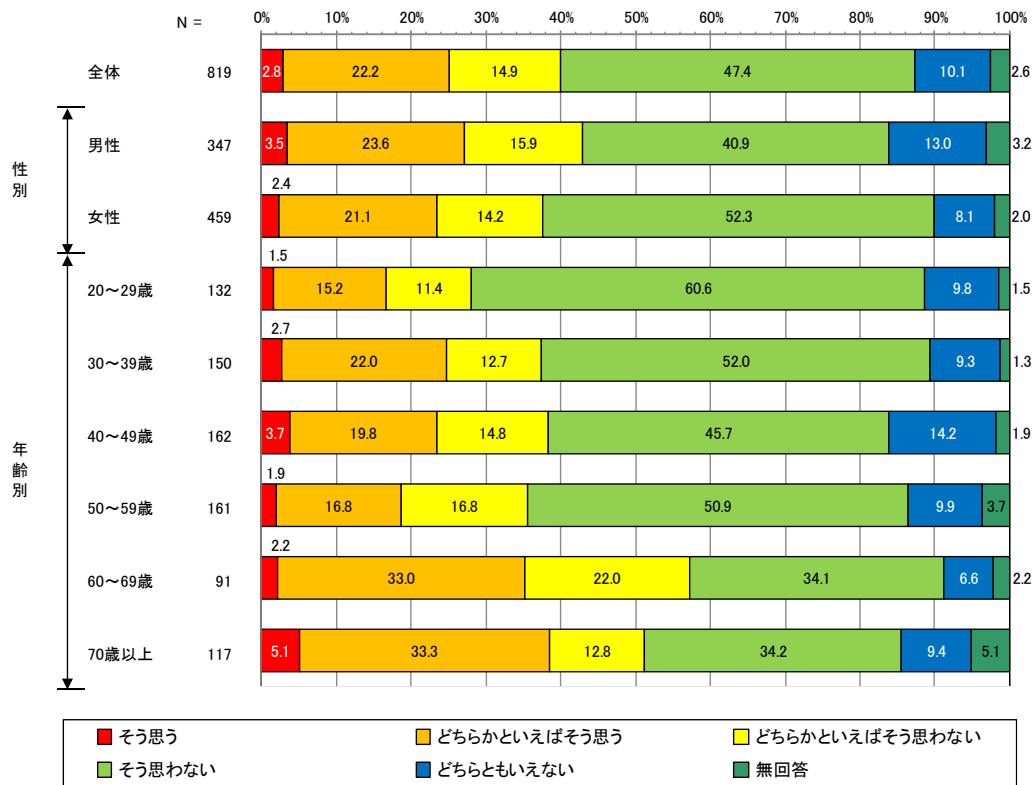
※2 エンパワーメント（能力強化）

女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持てるようにすることです。エンパワーメントには、意識や社会の制度・慣行の中にある固定的な性別役割分担意識に気づき、創造力や批判的思考、分析力を形成し、主体的に行動できる力をつける学びのプロセスが含まれます。

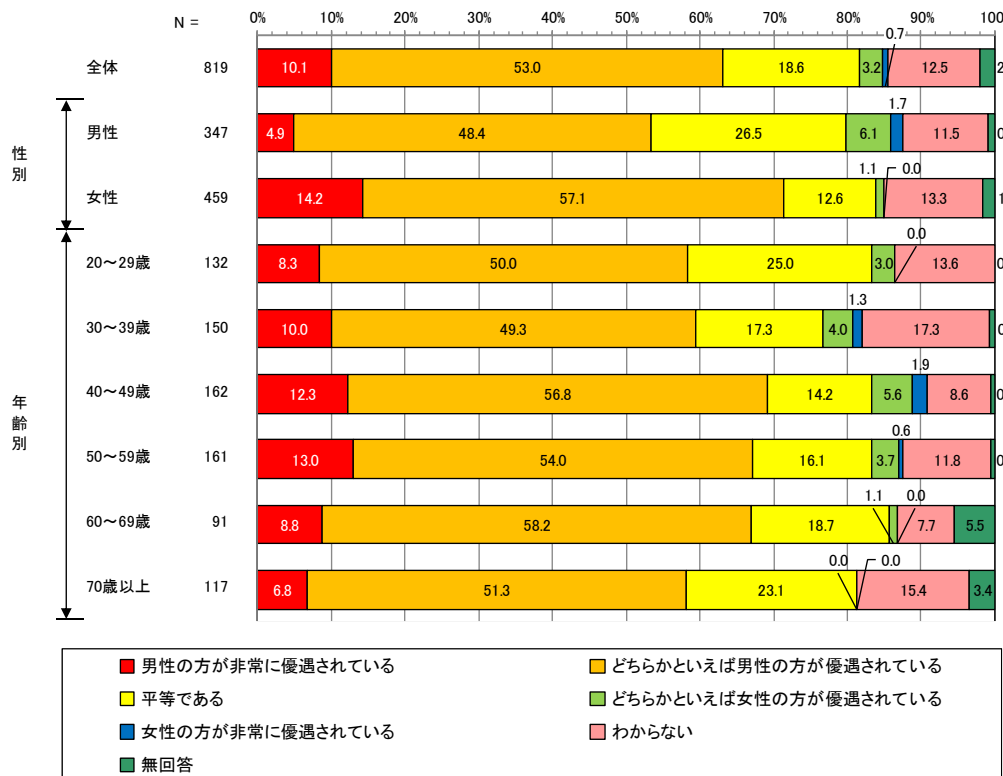
※3 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について

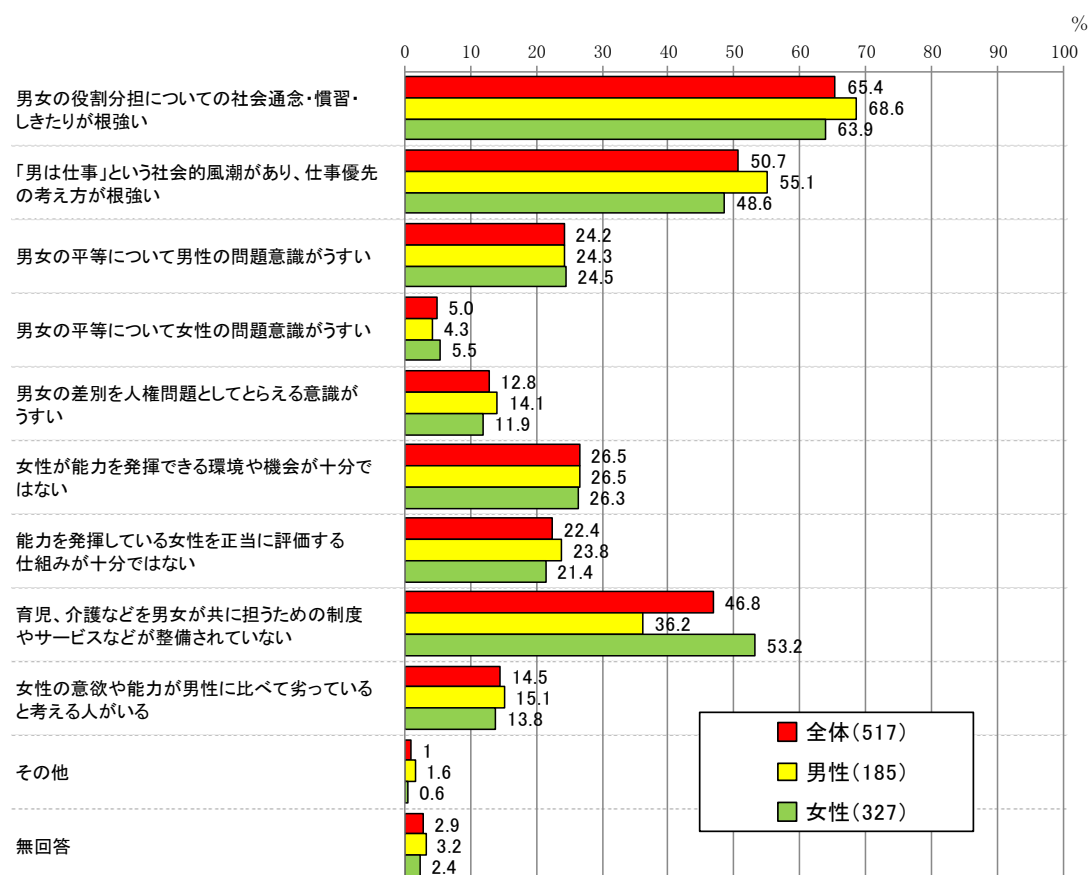


社会全体における男女平等に関する意識



資料：第3次匠瑤市男女共同参画計画策定に係る市民意識調査

社会全体において男性の方が優遇されていると思われる原因



資料：第3次匝瑳市男女共同参画計画策定に係る市民意識調査

(1) 男女共同参画意識の啓発

	主な取組	担当課
1	男女共同参画に関する講演会等を開催します。	企画課
2	固定的な性別役割分担意識の是正等、男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発を行います。	企画課

	指標名	数 値	担当課
1	男女共同参画に関する講演会等の実施	年2回以上	企画課

※ 指標名に付した番号は、関係する主な取組に連動した番号になっています。そのため、指標名にない番号もあります。

(2) 男女共同参画に関する調査研究、情報の収集、提供

	主な取組	担当課
3	男女共同参画に関する市民意識を把握するため、市民意識調査を実施します。	企画課
4	市の施策について、男女共同参画の視点から見直しを行います。	企画課
5	市立図書館において男女共同参画に関する冊子やDVDの閲覧及び貸出しを実施します。	生涯学習課

	指標名	数 値	担当課
3	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	令和8年度までに1回以上	企画課

市民の意見から

- 男女共同参画の必要性について理解を得るためには、もっと広報や事業の展開が必要ではないか。推進が図られても、進められ意識が変化したという実態を感じていないというのが多くの人の思いではないのか。スピード感を持って推進すべきであると思います。
(男性・60 歳代)
- 男女共同参画を明確にするために、例などを出して一人ひとりにわかりやすくする事が初めの一歩だと思う。
(女性・20 歳代)
- 昔からの通例やしきたりにとらわれず、新しい価値観や習慣を認め合える社会づくりが大切であると思う。
(男性・30 歳代)
- 女性が社会の中で活躍するためには、人々の中に根強く残る固定概念を崩すことが必要だと考えます。
(女性・20 歳代)
- ある程度、年齢のいった人達は、その年代の教育もあり、特に男性は、今の若い人達より、ずっと男性優位と考えている人が多いと思います。そういう年代の人達を変えるのは、大変むずかしいと思いますが、女性からすれば、こんなに有意義なことはありません。地方では年配の女性は全く、男尊女卑が当然であるという考え方をもっている方もまだおられます。上の方で働きかけてもらえると、うれしいです。
(女性・60 歳代)

資料：第3次匠瑤市男女共同参画計画策定に係る市民意識調査

2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

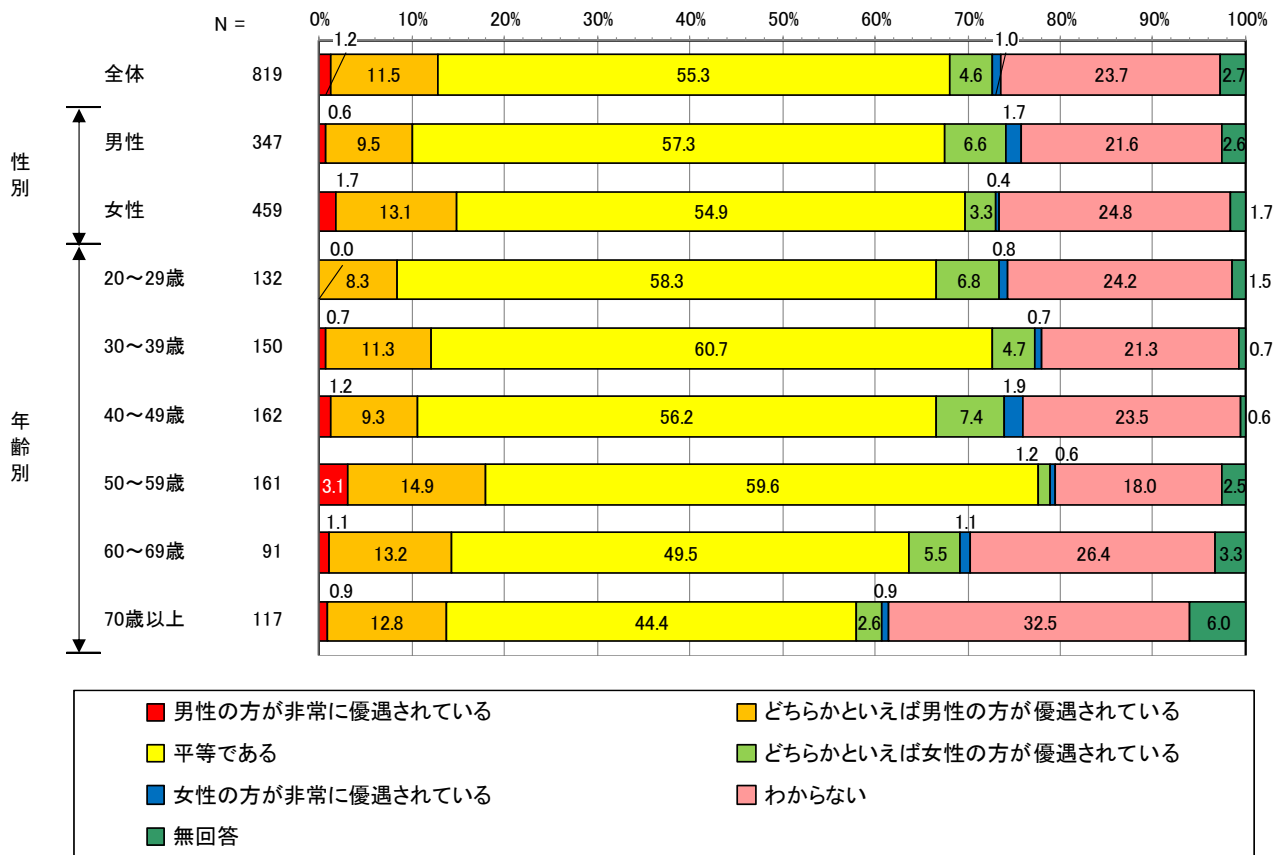
男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があります。このような意識の醸成には、学校や家庭、地域における教育や学習の果たす役割が極めて大きいとされています。

市民意識調査によると、学校教育の場での男女の平等意識に関し「平等」と感じる人の割合が男性では 57.3%、女性では 54.9%を占め、他の分野に比べると相対的に男女の平等意識が高い水準となっていますが、より一層男女共同参画について理解を深めるためには、学校、家庭、地域、職場等社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女とも一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実を図ることが重要です。

学校教育においては、児童・生徒の発達段階に応じて、学校教育全体を通じ、人権尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さ等について指導の充実を図るとともに、男女が主体的に多様な選択を行うことができるよう、一人ひとりの個性を尊重し、その能力を伸ばしていくことができる教育の推進が必要です。

家庭や地域においては、あらゆる世代の市民が生涯を通じ男女共同参画について学習し、考える機会が確保されることが必要であり、男女共同参画の意識を高める学習機会の充実を図り、理解の浸透を推進することが重要です。家庭においては、親等によるしつけや教育、日頃の生活習慣等によっては子どもたちが無意識のうちに固定的な性別役割分担意識が身に付いてしまう恐れがあることから、こうした点を考慮して子どもが性別にとらわれず個性や能力を伸ばすことができるような家庭教育を行い、男女共同参画の意識を醸成していくことが大切です。

学校教育の場における男女平等に関する意識



資料：第3次匝瑳市男女共同参画計画策定に係る市民意識調査

(1) 学校教育を通じた男女共同参画の推進

	主な取組	担当課
6	学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、相互理解と協力についての道徳教育の充実を図ります。	学校教育課 秘書課
7	児童・生徒一人ひとりが、性別にとらわれることなく個性と能力を伸ばすことができるよう、キャリア教育等を通じた指導の充実を図ります。	学校教育課
8	男女共同参画に関連した内容を取り入れる等研修内容の充実を図り、教職員の資質向上に努めます。	学校教育課

	指標名	数 値	担当課
6	人権に関わる題材を活用した指導の実施	年1時間以上	学校教育課 秘書課
7	職業見学・体験学習の実施	年1回以上	学校教育課
8	教職員を対象とした研修会等の実施	年1回以上	学校教育課

(2) 生涯学習を通じた男女共同参画の推進

	主な取組	担当課
9	固定的な性別役割分担意識の是正につながる研修・講座等を開催するとともに、男女共同参画の視点に立った研修・講座等の企画・運営に努めます。	生涯学習課
10	家庭教育指導員や社会教育指導員と連携し、家庭教育学級の充実を図ります。	生涯学習課

	指標名	数 値	担当課
10	家庭教育学級の実施	年4回以上	生涯学習課

3 DV等あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

暴力は、その相手に対する最大の侮辱かつ人権侵害であり、決して許されるものではありません。

ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」といいます。）※4やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」といいます。）※5等、性に起因する人権侵害等の被害は引き続き、深刻な社会問題となっています。また、近年のインターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪等の暴力が一層多様化しています。身体への暴力や精神的、性的な暴力等、様々な形の暴力に対して、迅速かつ的確に対応していく必要があります。

また、暴力の被害者が子ども、高齢者、障害者、外国人等である場合は、その背景事情に十分に配慮した支援が必要です。

DVは、家庭で行われるため外界からの発見が難しく、周囲も気付かないうちに暴力が激化し、被害が深刻化しやすいという特性があり、被害者だけではなく、同居する子どもにも重大な影響を及ぼします。また、新型コロナウイルス等の感染症が流行すると、家庭内で過ごす時間が増え、外出自粛や休業要請等による生活不安やストレスによるDVの増加や深刻化が危惧されています。DVを当事者だけの個別な問題ではなく、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重大な社会問題としてとらえ、関係団体との連携を図りながら、DV根絶に向けて広報啓発を一層強化するとともに、相談体制の充実や、DV被害者の保護と支援に重点的に取り組んでいく必要があります。

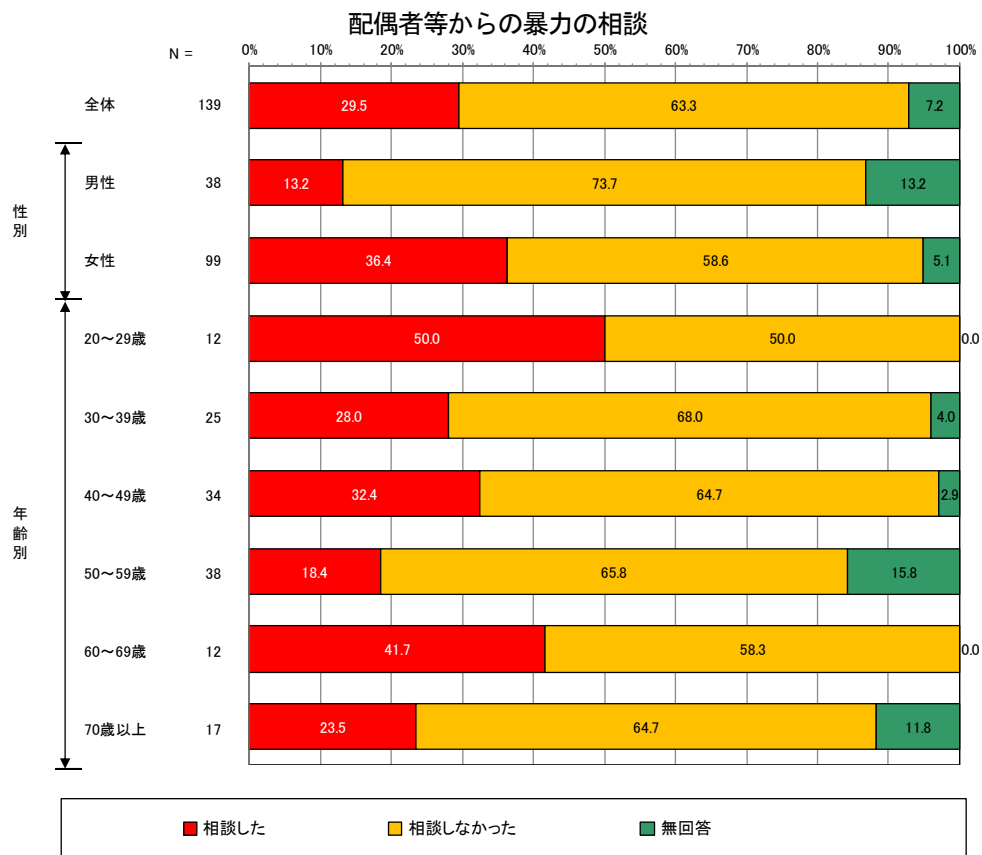
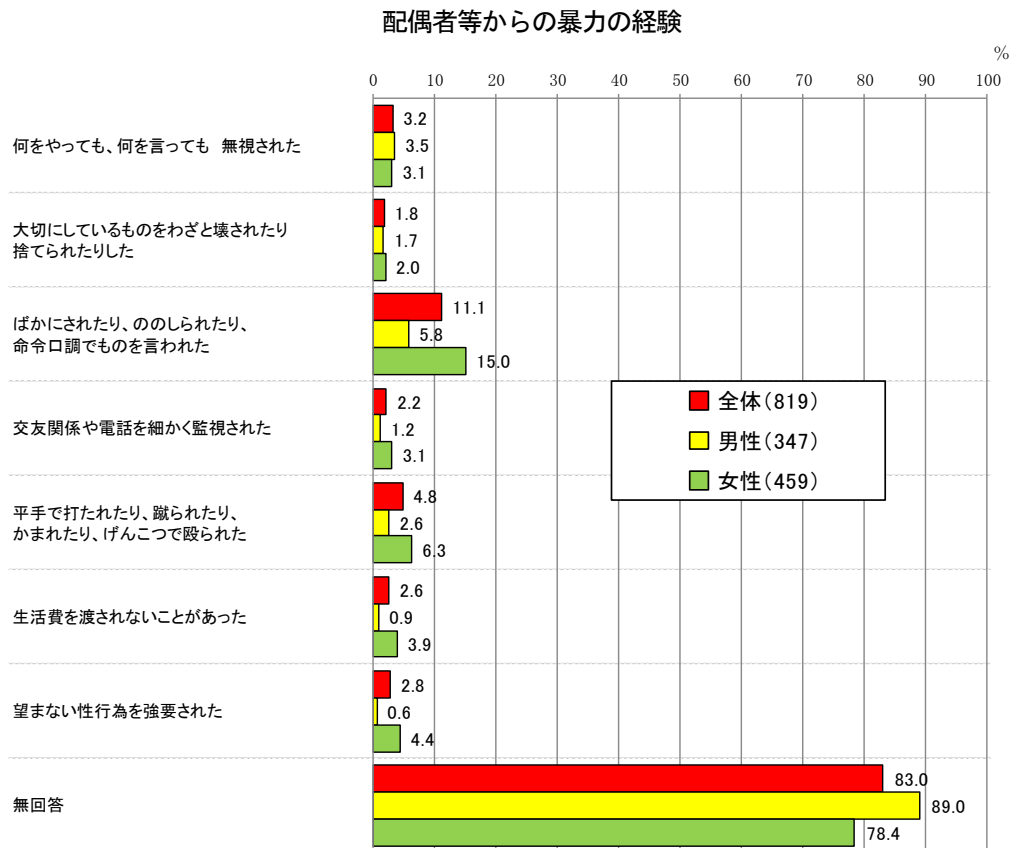
日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人は誰もが対等な存在として尊重されなければなりません。人権の尊重は、私たちの社会の基礎となるものであり、男女共同参画社会の実現には不可欠なものです。性別を問わず、全ての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。

※4 ドメスティック・バイオレンス（DV）

「配偶者、元配偶者や恋人等パートナーからの暴力」のことをいいます。身体的暴力だけでなく、言葉による暴力や経済的な締めつけ、性的行為を強要する、避妊に協力しないといった性的暴力等、あらゆる形の暴力が含まれます。

※5 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

「性的嫌がらせ」や「相手側の意に反した性的な言動」のことをいいます。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示等、様々なものが含まれます。特に雇用の場においては、これにより就業環境を著しく悪化させることがあります。また、単に雇用関係にある者の間のみならず、高齢者施設や障害者施設等の施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間等、様々な生活の場で起こります。



資料：第3次匝瑳市男女共同参画計画策定に係る市民意識調査

(1) DVの根絶と被害者への支援

	主な取組	担当課
11	DV防止のための広報・啓発を行います。	福祉課
12	DV被害者が安心して相談ができる環境整備のためDV相談窓口の周知を図ります。	福祉課
13	DV被害者に対し、十分な配慮がなされるよう、相談員の資質向上に努めます。	福祉課
14	関係機関・団体と連携し、DV被害者の保護及び支援を行い、状況に応じて緊急避難支援を行います。	福祉課

	指標名	数 値	担当課
13	DV被害者支援研修の受講	年2回以上	福祉課

(2) 性犯罪等への対策の推進

	主な取組	担当課
15	職場や地域におけるセクハラ等の防止に向けた広報・啓発を行います。	企画課
16	事業所に対し、職場におけるセクハラ等の防止を促進するため、関係機関に設置されている相談窓口について情報提供を行います。	産業振興課
17	インターネットや電子メールの利用における情報モラル教育を小学生から計画的に行います。	学校教育課
18	地域住民の防犯意識の高揚を図るため、広報・啓発を行います。	環境生活課
19	関係機関と連携して防犯パトロールを行い、防犯環境の整備に努めます。	環境生活課
20	市内の必要箇所に防犯灯を設置し、街頭犯罪の抑止効果を高めます。	環境生活課

	指標名	数 値	担当課
18	市行事等での防犯啓発活動	年 1 回以上	環境生活課
19	夜間パトロールの実施	年 1 回以上	環境生活課
20	防犯灯設置数	4,800 灯	環境生活課

(3) 人権尊重思想の普及啓発

	主な取組	担当課
21	人権擁護委員等と協力し、人権問題への正しい理解と人権尊重の意識を広く浸透させるための広報・啓発を行います。	秘書課
22	人権・行政合同相談の周知を図ります。	秘書課

市民の意見から

- DVや児童に対する虐待等を根絶するための取組をした方が良いと思う。

(女性・20 歳代)

- 社内でのパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント（妊婦に対する嫌がらせ）を許容する企業が今もあるという現実を知ってほしいです。

(女性・20 歳代)

資料：第3次匝瑳市男女共同参画計画策定に係る市民意識調査

基本目標Ⅱ みんなが能力を発揮できる社会をめざします

1 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが重要です。そのためには、誰もが自分自身の生き方を自由に選択し、自らの希望するバランスで仕事と生活の両立が可能な環境づくりが求められます。

しかし、男性の多くが依然として仕事中心の生活となっており、家事、育児、介護等、家庭での役割の多くを女性が担っている状況です。男性の家事・子育て・介護等への積極的な参加を促し、男女が協力しながら家事・子育て・介護等を担えるよう、学習や交流の機会を提供することが必要となっています。

ワーク・ライフ・バランス※6の実現により、男性については、従来の仕事中心の意識やライフスタイルから、職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換が、女性については、これまで男性が中心となって取り組まれてきた地域における活動等への積極的な参画が期待されています。

また、子育てや介護を行う人が孤立することなく、安心して子育て・介護ができるよう、気軽に子どもを預けられる場や悩みを相談することができる場、同じような立場の人が集まることのできる場等、地域全体で子育てや介護を担い支援していくことが重要です。

ワーク・ライフ・バランスを推進することは、企業にとっては、従業員の満足度を向上させ、優秀な人材を確保し、企業の競争力や生産性の向上、更に業務の効率化や企業価値の向上につながる経営戦略としても注目されています。

男女ともに能力発揮を促進するためには、職場において健康が確保される働きやすい環境を整備することが重要であり、特に、女性の母性※7が尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備することが不可欠です。

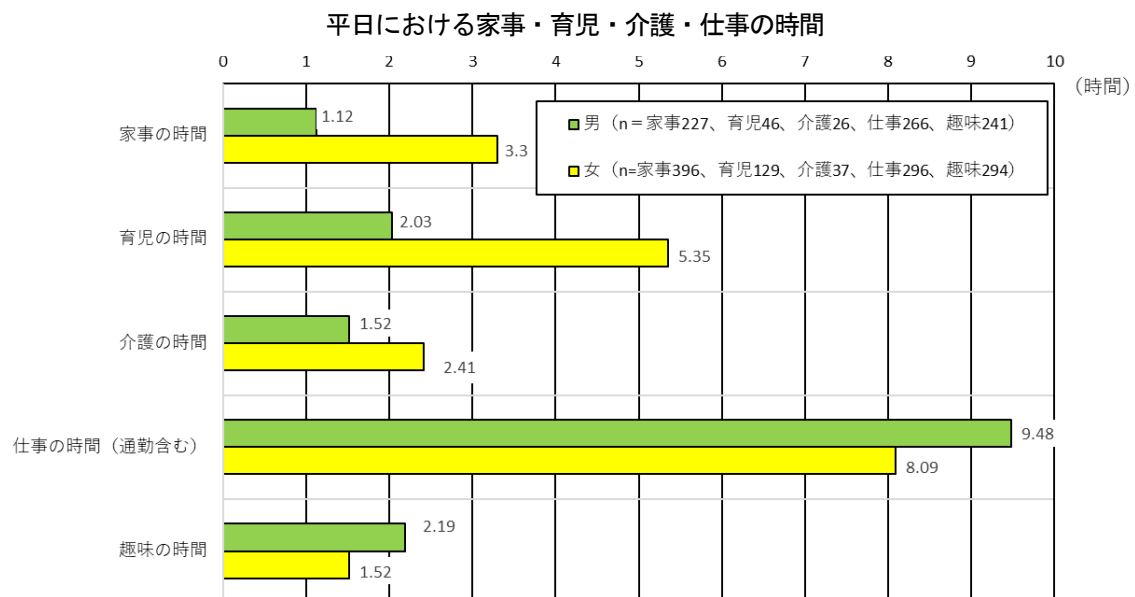
※6 ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことをいいます。

仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会とされています。

※7 母性

母親としての性質、具体的には女性の出産や育児等の機能の顕在化に着目した概念のことをいいます。



資料：第3次匝瑳市男女共同参画計画策定に係る市民意識調査

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

	主な取組	担当課
23	ワーク・ライフ・バランスについての広報・啓発を行います。	企画課 産業振興課
24	事業所に対し、労働時間の短縮や育児・介護休業を取得しやすい環境整備の促進について広報・啓発を行います。	産業振興課
25	事業所に対し、女性就労者の母性を尊重し、仕事と子育てを両立できるよう広報・啓発を行います。	産業振興課

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援策の充実

	主な取組	担当課
26	共働き家庭の児童に対して放課後等に適切な遊び・生活の場を提供し、健全育成を図る放課後児童クラブの運営を行います。	学校教育課
27	延長保育、一時預かり、障害児保育等、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。	福祉課
28	乳幼児を持つ子育て家庭を支援するため、つどいの広場の内容の充実を図ります。	福祉課
29	子育てサークルの活動の場の提供等、父親・母親の自主的活動の支援に努めます。	福祉課
30	様々な保育サービスの内容や子育てにかかる各種助成制度等、子育て支援施策について、わかりやすい情報提供と周知に努めます。	福祉課
31	男女がともに介護を担うことができるよう、ライフスタイルに応じて適切な介護サービス情報を提供します。	高齢者支援課
32	正しい介護技術の普及と身体的、精神的負担の軽減を図るため、介護教室を実施します。	高齢者支援課

	指標名	数 値	担当課
26	放課後児童クラブの待機児童数	0 人	学校教育課

(3) 家庭生活及び地域活動における男女共同参画の促進

	主な取組	担当課
33	子育てやしつけ等、家庭教育の重要性についての意識啓発を行い家庭の教育力の向上を図ります。	福祉課 学校教育課 生涯学習課
34	男女がともに育児に関わることの大切さについて理解を深めるよう、両親学級の充実及び参加促進を図るとともに、子育て世代包括支援センターを中心に、周知に努めます。	健康管理課 福祉課
35	男女に偏りが見られる地域活動について、可能な範囲で是正を図れるよう各種団体に対して男女共同参画に関する広報・啓発を行います。	企画課
36	男性向け料理教室等、楽しみながら生活技術を習得できるよう、講座や教室の充実を図ります。	生涯学習課

	指標名	数 値	担当課
33	幼稚園における父親・母親参加型行事の実施	年1回以上	学校教育課
	児童福祉施設等における啓発活動や教材の配布	年1回以上	福祉課
34	両親学級への父親の参加率	15%	健康管理課
	積極的に育児をしている父親の割合	60%	健康管理課



市民の意見から

- 近年、女性に対する産休・育休制度が充実しつつあるように思えます。ですが、男性に対する育休制度は、企業によってはただ制定しているだけであったり、制度そのものがなかったり、周囲から理解を得られない状況かと思います。もっと、男性の育休取得を推進し、理解を深めていくことが出来ると良いと思います。男性のサポートがあれば、産後の女性の回復も早く、女性・男性ともに早めに職場復帰することが可能になってくるのではないのでしょうか。

(女性・30 歳代)

- 育休を男性も必ず取らなければいけない制度になれば良いと思う。女性の職場（保育所等）で上手くまわせるのであれば、男性の仕事でも育休を取ることは可能。病気療養等で休職後復帰する場合も多数あるのだから、男は女より仕事を休めない、という事は無い。（私の夫は一年休んでサポート、私は職場復帰して働きました。）子どもは私にも夫にもとても良くなっています。

(女性・40 歳代)

- 男性の育児休業が普及してきていると思うが、私の職場もそうですが、職種や人員によって育児休業がとれないでいるので、行政などでもう少し取得普及に心掛けてもらいたいと思う。

(男性・20 歳代)

- 結婚し、出産して女性が社会で活躍するには、何よりも家庭の環境が一番重要だと思う。そのためにも、男性本人の夫の意識改革が必要で、そういう行動がしやすい職場の労働条件や環境が整っていくのがいいと思う。

(女性・50 歳代)

- 昔からの考えで、どうしても家の事（家事、育児など）は女性がやるべきだという考えが残っていると思います。仕事をしている人は、家事や育児に協力しなくていいというような世の中では、男女が対等になるのは難しいのかもしれないね。

(女性・50 歳代)

資料：第3次匠瑤市男女共同参画策定に係る市民意識調査

2 働く場における男女共同参画の促進

女性労働者を取り巻く状況は、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等、法制面での充実が図られてきたこと等により、女性が結婚や出産・子育て期での離職から生じる就業率のM字カーブ※8もなだらかになってきている等、一定の改善は見られます。しかしながら、女性の就業率には非正規雇用労働者が多く含まれ、また、新型コロナウイルス感染症の拡大は非正規雇用労働者等への影響が大きいことから、女性の雇用に特に影響が強く現れているとされています。(※参考1)

働く場においては、長時間勤務等を前提とした男性中心の働き方が依然として根付いており、家庭生活と両立しつつ働き続けることを希望する女性が思うように活躍できない状況です。

制度上の男女平等が確保されるだけでなく、実際に生じている男女間の不平等の是正を図り、あらゆる労働の場において男女が均等な機会を与えられ、働く意欲や能力が十分に発揮でき、正當に評価される環境づくりが求められます。

また、共働き世帯の増加や近年のライフスタイルの多様化に合わせ、働く人がその希望に応じ柔軟に働き方を選択し、能力を発揮できるよう多様な就業環境の整備も必要です。結婚や出産、育児等で一旦離職した女性に対しては、意欲と能力を活かす再就職、起業の実現等、魅力ある再チャレンジの道を開くことが求められています。

農業や商工業等の自営業においても女性は重要な担い手となっており、産業の振興や地域の活性化のために女性の視点は不可欠なものとなっています。農林水産業分野では、6次産業化※9の進展に伴い、女性の果たす役割はますます大きくなっていますが、経営への参画は進んでいない状況にあります。女性が男性の対等なパートナーとして均等な機会を与えられ、ともに経営に参画できるようにするため、家族経営協定※10の普及をはじめとした女性の経済的地位の向上が求められます。

※8 M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したときに、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。Mを描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多く、子育てが一段落すると再び就労するという特徴があるためであり、国際的には台形型に近くなっている国が多くなっています。

※9 6次産業化

農林水産業と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出することをいいます。

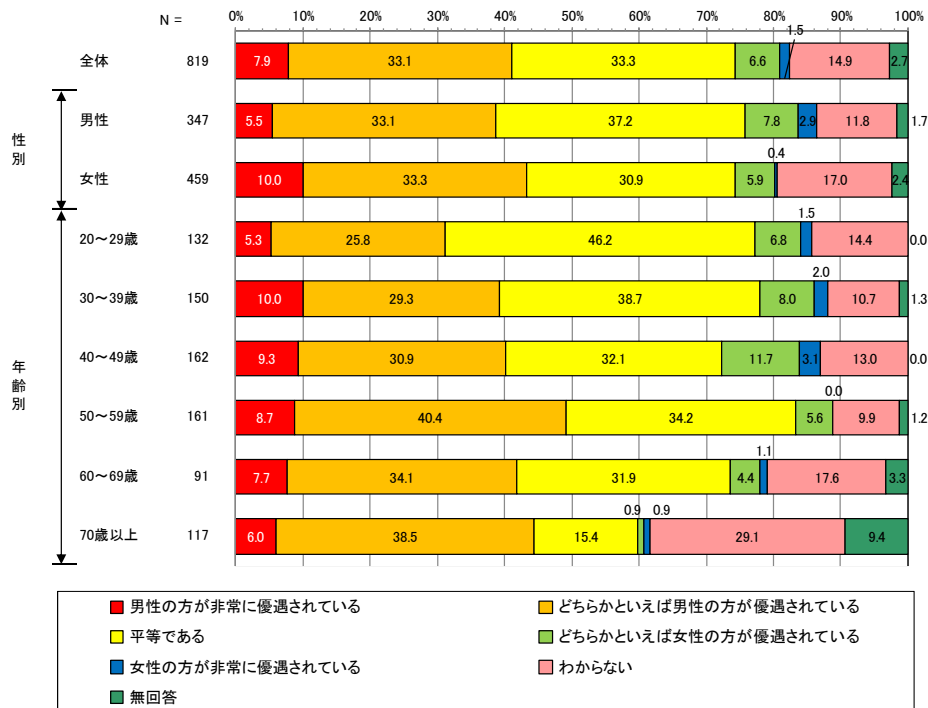
※10 家族経営協定

家族農業経営に携わる家族全員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき文書で取り決めることをいいます。

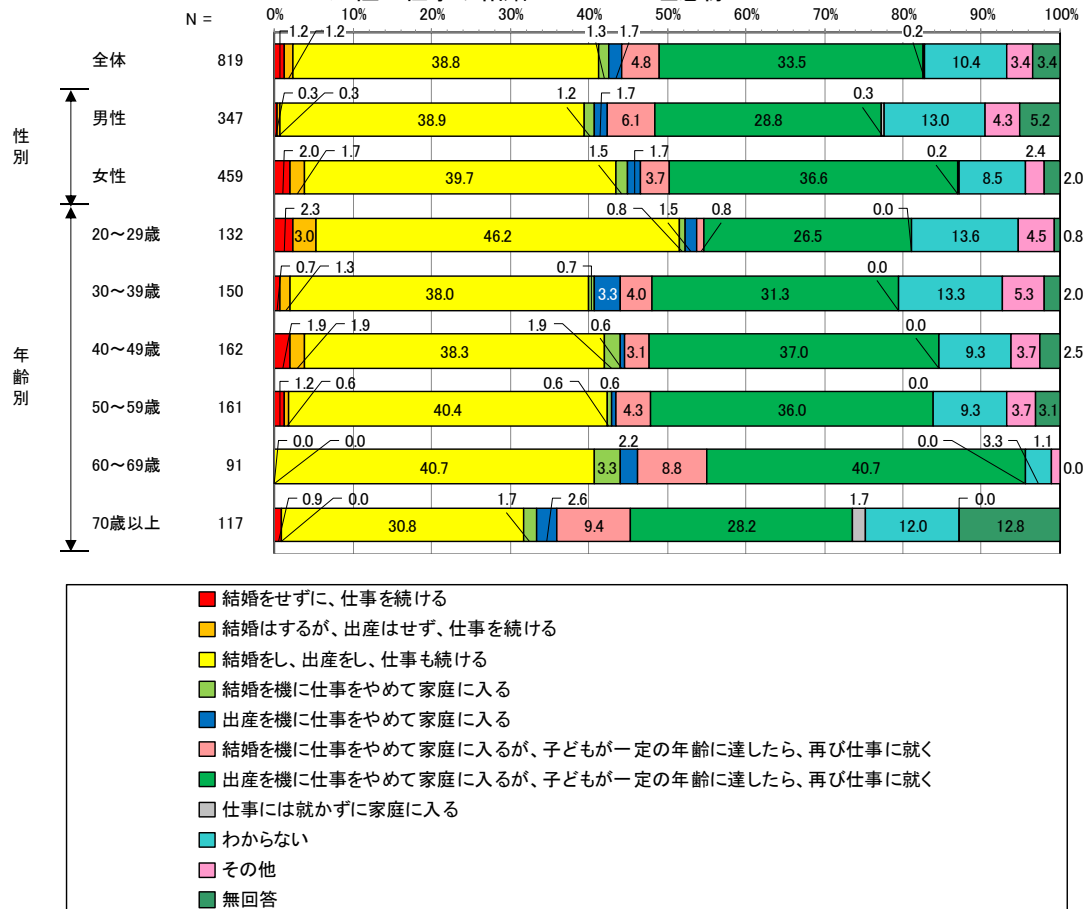
※参考1

国の「第5次男女共同参画計画」(p.4)においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響として「非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等への影響が大きいことから、女性の雇用、所得に特に影響が強く現れており、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加も危惧される」と述べられています。また、国の「令和3年版男女共同参画白書」(p.7)では「産業別雇用者の雇用形態別の割合を男女別にみると、女性は非正規雇用労働者の割合が高く、女性雇用者の半分以上が非正規労働者」「男性雇用者の約8割が正規雇用労働者」と述べられています。

職場における男女平等に関する意識

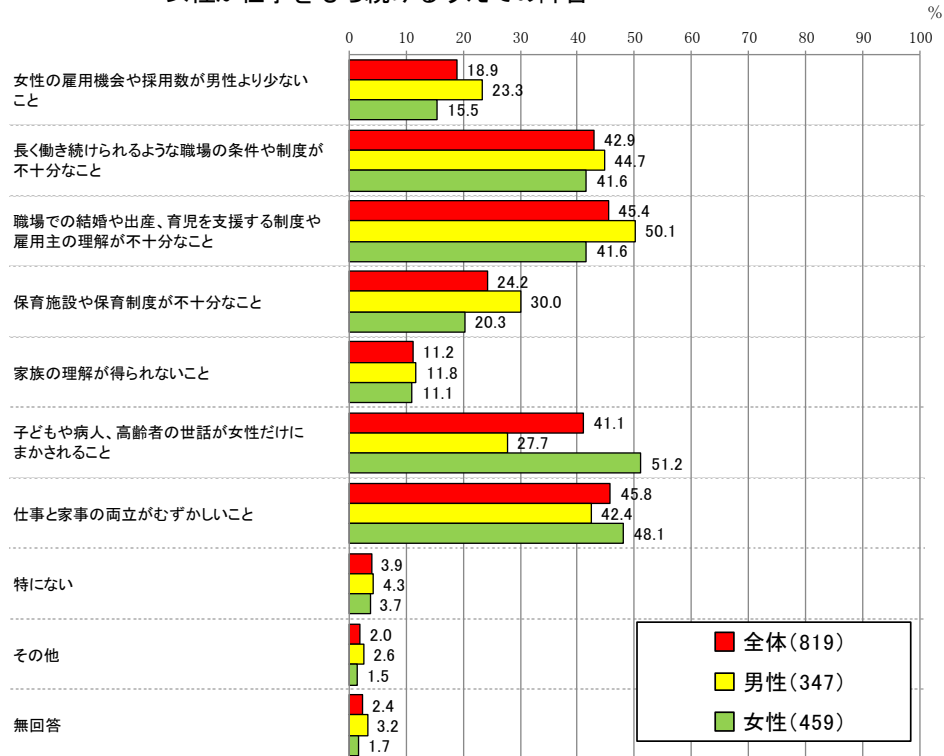


女性の仕事や結婚についての理想像

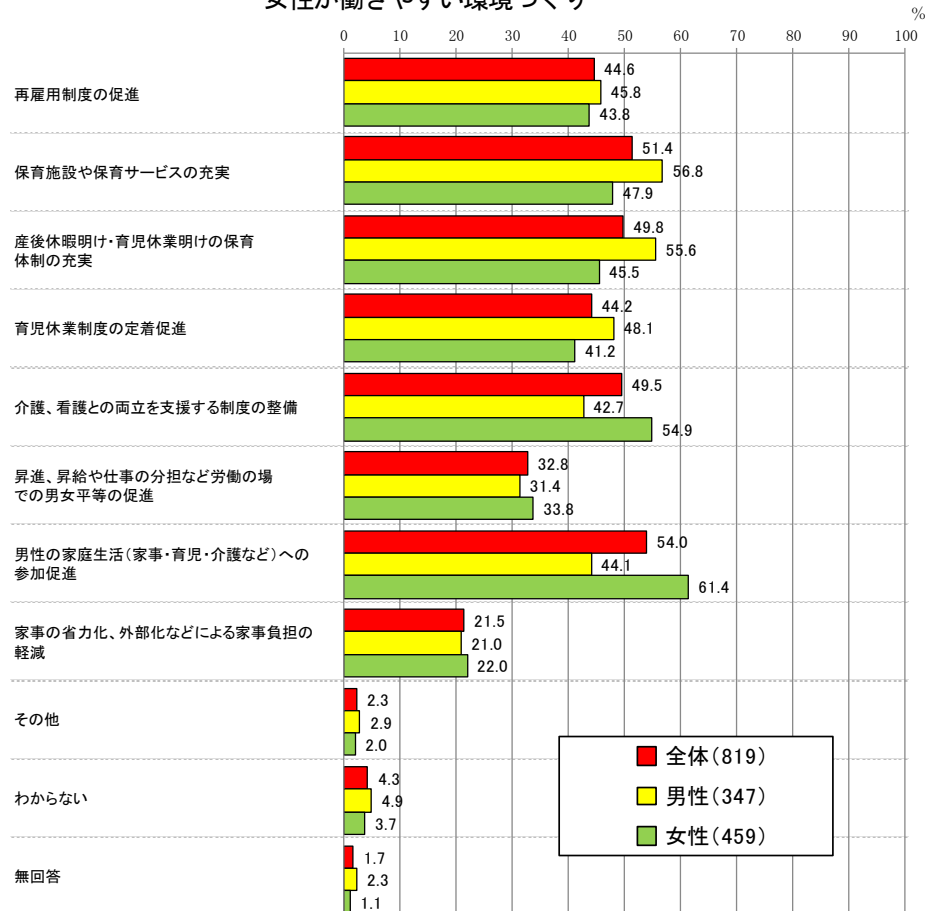


資料：第3次匝瑳市男女共同参画計画策定に係る市民意識調査

女性が仕事をもち続けるうえでの障害



女性が働きやすい環境づくり



資料：第3次匠瑤市男女共同参画計画策定に係る市民意識調査

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保

	主な取組	担当課
37	雇用の場における男女差別の解消を図り、賃金格差や処遇格差を是正するため、男女雇用機会均等法等の関係法令や制度にかかる広報・啓発を行います。	産業振興課
38	再就職のための情報提供や、再就職に向けた準備講座等の開催等の支援を行います。	産業振興課

	指標名	数 値	担当課
38	子育て女性向け再就職セミナーの開催	年1回以上	産業振興課

(2) 農業・商工業等自営業における男女共同参画の推進

	主な取組	担当課
39	農林水産業分野における政策や方針決定の場への女性の参画にかかわる意識啓発を行います。	産業振興課
40	女性の労力に対する適正評価や経営の確立のための家族経営協定の締結を促進します。	産業振興課
41	女性の認定農業者の増加を促進します。	産業振興課

	指標名	数 値	担当課
40	家族経営協定締結数	80 戸以上	産業振興課
41	女性の認定農業者数	25 人以上	産業振興課

(3) 多様なニーズを踏まえた就業環境の整備

	主な取組	担当課
42	起業や在宅就業、パートタイム就労等多様な就業ニーズに応じた職業相談及び情報提供等の就業支援を行います。	産業振興課
43	市や県男女共同参画センター等で開催する女性の職業能力開発講座等への参加を促進します。	産業振興課 企画課

	指標名	数 値	担当課
42	匠瑤市創業塾参加者数をはじめとする創業支援対象者数	年 41 件	産業振興課
	年間創業者数	年 13 件	産業振興課

市民の意見から

- 仕事の内容が何であれ、男女が働ける環境づくりをして欲しい。
(男性・40 歳代)
- コロナで無職になった。
(女性・50 歳代)
- 出産で休むと昇進の道が遠のくことが多い（キャリアの形成が難しい）
(女性・20 歳代)
- 昇進の話を会社側からいただいたが、上司からは現状の小さい子どもの育児をしながら管理職になるにはそれなりの負担や覚悟が要り、難しいと言われた。職歴やプライドもあり、昇進したいと思っていたが、上司からそのように言われたら、できないことなのかなと思うしかなかった。周囲が気持ちの面でももっとバックアップしてくれる風潮がないと自分にその任務をこなすモチベーションも持てないと感じた。まだまだワーキングマザーへの風当たりは強いと実感している。
(女性・30 歳代)
- 男女平等については、会社等においても女性管理職が増えているとは感じるが、少子化は特に出産は女性しかいないために、社会からすると、難しい側面があると思う。
(男性・50 歳代)
- 都内で働いたことがあります、匠瑤市の方が、男女格差というのを職場で感じる人が多いので、是非、男女共同参画社会が実現できるよう広めてほしいです。
(女性・20 歳代)

資料：第3次匠瑤市男女共同参画計画に係る市民意識調査

3 政策・方針決定過程※11 への女性の参画の拡大

国は、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げて取組を進めてきたことから、本市でも前計画で、国の指標に基づき、「審議会等委員に占める女性の割合を令和3年度までに30%にすること」を目標として各種取組を行ってきましたが、本市の審議会等における女性委員の割合は、令和3年4月1日現在において21.1%となっており、前計画での目標を下回っています。

国の第5次男女共同参画基本計画では、市町村の審議会等委員における女性の割合について40%以上60%以下が成果目標とされており、引き続き、本市第3次計画においても、女性登用の推進に向けた取組がより重要となっています。

今後も、女性の登用を積極的に進めようとする意識を持つとともに、女性があまり進出していない分野での積極的改善措置（ポジティブ・アクション）※12を図る等、これまで以上に社会のあらゆる分野で男女が対等な立場で参画できる環境整備を進めていく必要があります。

さらに、女性の能力が十分に発揮されるよう、能力開発や積極的な活用を図るとともに、新たな人材の発掘を行うことが重要です。

※11 政策・方針決定過程

国、県、市等の行政機関の場合は「政策決定過程」と、企業など民間団体等の場合は「方針決定過程」と使い分けています。

※12 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女のうちどちらか一方の参画が少ない場合に、必要な範囲内で少数側の参画を積極的に図ることをいいます。

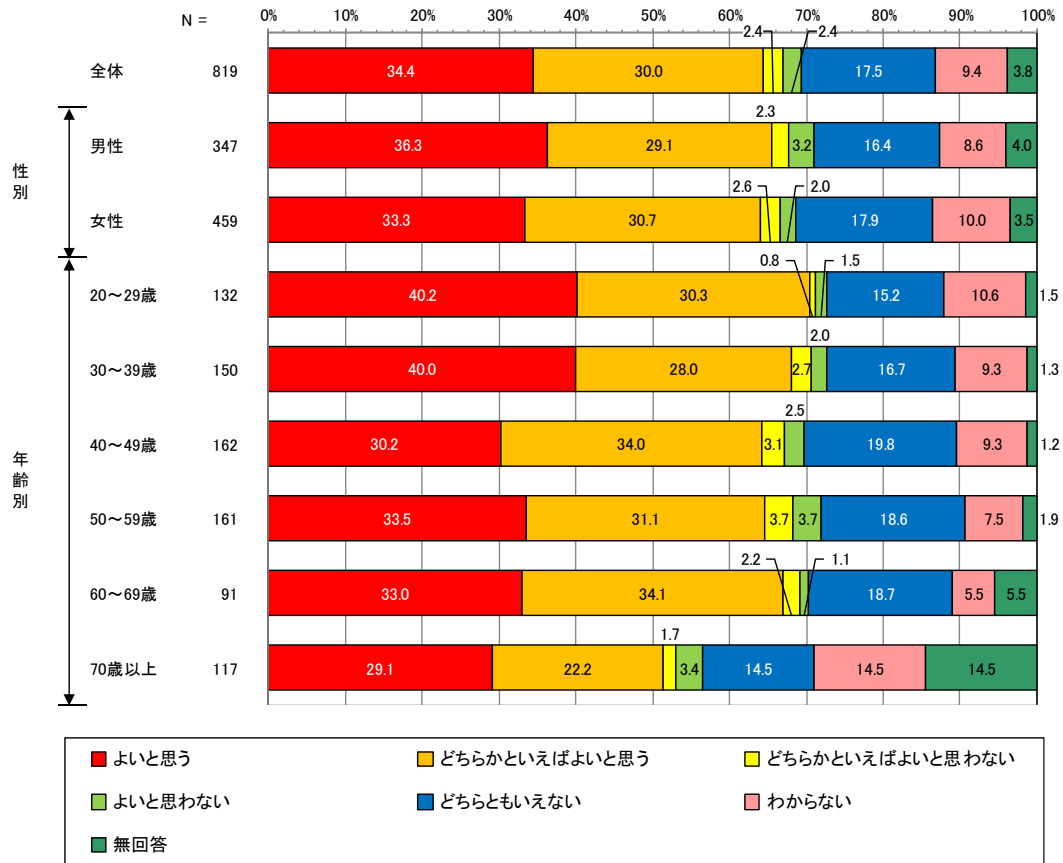
市民の意見から

- PTA や自治会で女性がリーダーをやると「あそこの嫁は強いから」とか「出しゃばり」などという人もいます。周囲に気配りもでき、適切な意見を言う方も多いのですが、古くからの習慣で、ご主人が代表という形をとるご家庭も多いと思います。

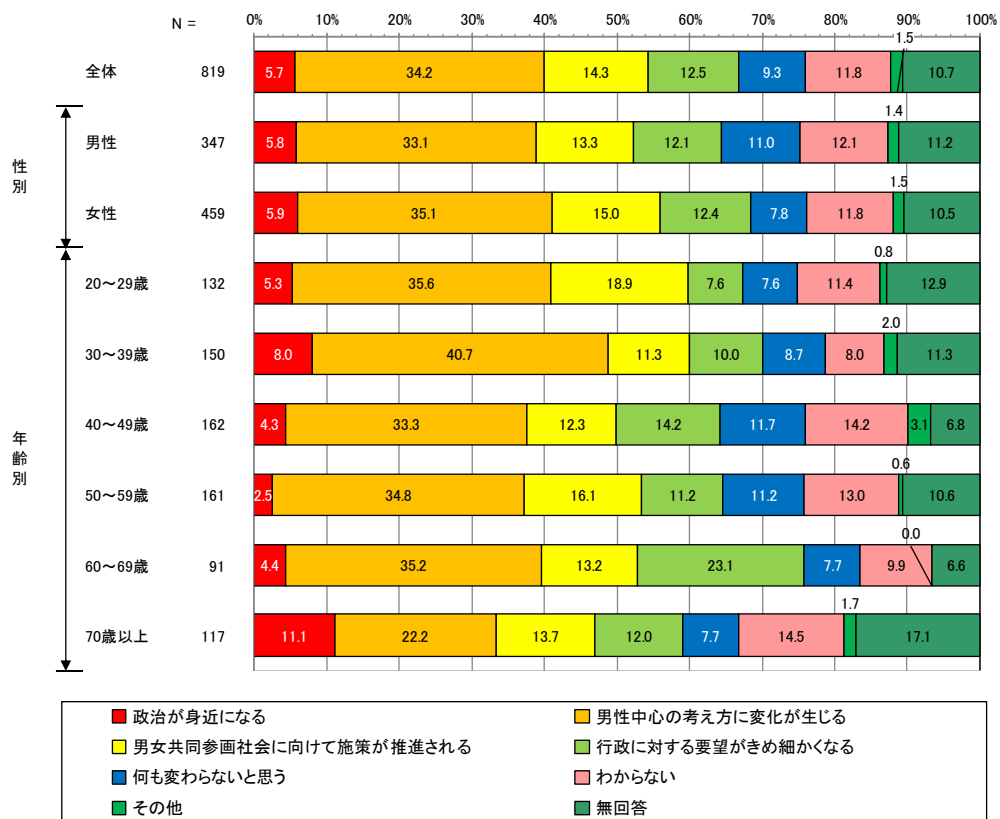
(女性・50歳代)

資料：第3次匝瑳市男女共同参画計画策定に係る市民意識調査

指導的地位に占める女性の割合が増えることについて



政策決定の場への女性の参画による社会の変化



資料：第3次匠瑤市男女共同参画計画策定に係る市民意識調査

(1) 行政における女性の参画の推進

	主な取組	担当課
44	審議会等への委員の選任に当たり、公募を促進し市民に広く参画の機会を提供するとともに、可能な限り男女の均衡がとれた委員構成に努めます。	関係各課
45	意欲のある男女が広く市政へ参画できるよう、市民公募枠の設定について関係部署へ働きかけます。	企画課
46	女性職員が、どの役職段階においても、その個性と能力を十分に発揮できることをめざします。	総務課

	指標名	数 値	担当課
44	審議会等委員に占める女性の割合	40%以上	関係各課

(2) 事業所、各種機関・団体等における女性の参画促進

	主な取組	担当課
47	企業や各種機関・団体に対し、ポジティブ・アクションの促進について情報提供及び広報・啓発を行います。	企画課
48	女性の様々な分野における政策・方針決定過程への参画や指導的地位への参画について、意欲の向上や意識の高揚を図るための広報・啓発を行うとともに、学習機会の情報提供を行います。	企画課
49	自治会等の地域活動団体を対象に女性の登用状況について調査するとともに、女性の登用等の男女共同参画についての意識啓発を図ります。	企画課 関係各課

	指標名	数 値	担当課
49	自治会等の地域活動団体における啓発活動や啓発物の配布	年1回以上	企画課 関係各課

基本目標Ⅲ みんなが健康で安心して暮らせる社会をめざします

1 生涯を通じた心と体の健康支援

男女がその身体的性差を理解し合い、互いに思いやりを持つことは、男女共同参画社会の形成に当たって非常に大切なことです。男女ともに、妊娠・出産期、更年期、老年期等ライフステージに応じて直面する健康上の問題が異なることを理解し、配慮することが必要です。男女の違いを考慮し、性別によって特有の病気や発症率の高い病気に着目して疾病予防等を行うために、性差を踏まえたきめ細かな健康支援が求められます。

特に女性は、妊娠や出産をする可能性があり、男性と異なる健康への配慮が必要となりますが、近年、働く女性の増加や出産年齢の高齢化等により、女性の健康を取り巻く環境にも変化がみられます。急速な少子化の傾向もみられ、このような中で女性が安心して安全に子どもを産むための健康支援の充実は、ますます重要になっています。若い世代に対しては、互いの性を尊重し、性に関する正しい知識を得るための性教育を学校等において、成長段階に応じて実施していくことが必要です。

生涯にわたり健康でいきいきと暮らすために、誰もが主体的に行動し、健康を享受できるよう、健康教育の充実やきめ細かな相談体制の確立に努める必要があります。また、生涯を見通した健康な体づくりを推進するため、スポーツに親しむ環境の充実も必要です。

(1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進

	主な取組	担当課
50	市民の健康づくりに対する意識の向上を図るため、よりよい生活習慣への改善のための知識や情報を医療機関等と連携して啓発を行います。	健康管理課
51	男女の性差を踏まえた健康支援を進めるため、各健康診査やがん検診等を実施します。	健康管理課
52	老若男女を問わずスポーツに親しむことができる環境の充実に努めます。	生涯学習課

	指標名	数 値	担当課
50	健康づくりに関する講演会、研修会の開催	年2回以上	健康管理課
51	特定健診受診率	60%以上	健康管理課 市民課
	がん検診（胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん）受診率	50%以上	健康管理課

(2) 妊娠・出産に関する女性の健康支援

	主な取組	担当課
53	安心して妊娠、出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査の助成を行うとともに、母子健康手帳発行時に保健師による健康相談を行い、妊娠中の異常を予防します。	健康管理課
54	母子の健康な生活を支援するため、教室や相談事業等を通して支援を行います。	健康管理課
55	思春期講演会を実施し、二次性徴や性感染症等について情報提供を行います。	学校教育課

	指標名	数 値	担当課
53	子育て世代包括支援センターにおける妊娠届出時の保健師の面接実施率及びプラン作成率	100%	健康管理課
55	思春期講演会の開催	年1回以上	学校教育課

2 誰もが安心して暮らせる環境の整備

東日本大震災（平成 23 年）等の際に、避難所に授乳や着替えをするための場所や、女性・乳幼児に必要な物資の配布が無いという問題が発生し、被災時における男女のニーズの違いに配慮することの必要性が改めて認識されたところです。

本市においても、これらの災害の経験に学び、防災の主体的な担い手として女性を位置づけ、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する等、近年激甚化する災害に備え、防災分野における男女共同参画の促進を図ることが必要です。

新型コロナウイルス感染症拡大により顕在化した男女共同参画における課題として、非正規雇用労働者への影響、特に、女性の雇用、所得への影響があり、また、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加等が見られます。（※参考 2）

ひとり親家庭では、仕事、家事及び子育てを、母親か父親のいずれかが全て担う必要があり、経済・教育・健康面で不安や負担が大きくなっています。多くのひとり親家庭は、経済的に厳しい状況に置かれており、生活安定と、養育される子どもの健全な成長のため、個々の態様に応じた自立支援が必要です。

また、少子高齢化が進展する中で、高齢期の男女や障害のある男女が社会参画の機会を持ち、自立し、いきいきと安心して暮らせる環境整備が必要となっています。

※参考 2

p.29 参考1を参照のこと。また、国の「令和3年版男女共同参画白書」(p.7)では「コロナ下におけるひとり親世帯への影響を見ると、令和2年7月から9月期平均の完全失業率への影響は、子どものいる有配偶の女性にはほとんど影響が見られない一方、母子世帯の親には約3%ポイントの押し上げ要因となっている。」と述べられています。

（1）男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

	主な取組	担当課
56	地域防災計画が十分に女性の視点を盛り込んだ計画となっているかを点検し、必要に応じて見直しを行います。	総務課
57	避難所運営マニュアルが災害時における男女のニーズの違いに配慮した内容となっているかを点検し、必要に応じて見直しを行います。	市民課
58	市が備蓄する防災用品について、必要となる品目が整備されているかを女性の視点から点検し、必要に応じて整備を行います。	総務課
59	男女共同参画の視点を取り入れるため、防災会議の委員への女性の登用に努めます。	総務課
60	多様な視点による防災活動を行うため、自主防災組織への女性の参加を働きかけます。	総務課

	指標名	数 値	担当課
59	防災会議の委員に占める女性の割合	3.3%以上	総務課

(2) ひとり親家庭等の自立支援

	主な取組	担当課
61	ひとり親家庭に対する情報提供を行うとともに、母子・父子自立支援員による相談、支援活動の充実を図ります。	福祉課
62	各種手当の支給、医療費助成等を通じ、経済的な負担を軽減し、生活の安定を図ります。	福祉課
63	ひとり親家庭の自立の支援を図るため、就職に有利な教育訓練及び資格取得のための訓練の受講に係る費用の一部又は訓練促進費を支給します。	福祉課
64	日本語による意思疎通が不十分な外国人に対し、同行支援等を行います。	企画課 福祉課

(3) 高齢者・障害者の自立支援

	主な取組	担当課
65	介護予防や高齢者の健康づくり等に関する講座等を開催します。	高齢者支援課
66	高齢者・障害者の様々な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。	高齢者支援課 福祉課
67	障害者の社会との交流促進のため地域活動支援センターの受入体制の強化に努めます。	福祉課

	指標名	数 値	担当課
67	地域活動支援センター事業所数・利用者数	3か所・49人	福祉課

第4章 推進体制

第4章 推進体制

1 協働による総合的な推進体制の整備

(1) 市民・地域・事業所・行政の連携と協働

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが、その意義を十分に理解し、自らのこととして、暮らしや働き方、意識を見つめ直し、行動に移していくことが大切です。また、そうした取組とともに、市民が活動し参画していく地域や事業者等の主体的な取組も必要です。そのため、第3次計画の趣旨が、市民や市民団体、事業者等に広く浸透し、それぞれの役割分担のもと、ともに連携し、協働により推進していくことが必要です。

市民の参画は、施策を推進しようとしていく上で大きな力となります。そうした参画が活発に行われるよう機運の醸成を図るとともに、市民からの意見や提言、ニーズを広く収集し、あらゆる施策に反映させていくことも重要です。

また、施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、市民や事業者、各団体の代表者等で構成する「匝瑳市男女共同参画推進委員会」に対し、施策の進捗状況を報告するとともに、その評価、進捗管理等を行い、意見や提言を踏まえながら、さらなる施策の充実を図ります。

(2) 庁内の推進体制

男女共同参画の推進は、市民生活のあらゆる分野に関わるものであることから、行政課題として全庁的に取り組む必要があります。庁内推進体制の強化を図り、計画の進捗管理と評価を行い、より着実に計画を推進します。また、状況の変化に応じ、計画の見直しを行います。

(3) 市職員の意識向上

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる施策に男女共同参画の視点が反映されていることが必要です。そのため、全職員を対象に、男女共同参画に関する研修等の機会を確保します。

また、「匝瑳市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」等に基づき、市役所自身も一事業所として、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進し、男女がともに働きやすい環境づくりに取り組みます。

（４）国・県・他市町村、関係機関との連携・協力

第３次計画の効果的な推進を図るため、国・県・他市町村・関係機関の情報収集に努め、市民等に提供するとともに、相互に連携・協力して効果的な施策の展開をめざします。

２ 計画の進行管理

男女共同参画の推進に係る施策は、広範囲に及ぶため、関係各課が連携・調整を図りながら、男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に実施します。また、男女共同参画の推進に向けての施策が確実に推進されるよう、第３次計画の中で設定した指標項目をはじめ、計画に基づく具体的な取組の実施状況を把握し、その成果を評価するとともに、「匝瑳市男女共同参画推進委員会」から意見を聴き、適正な進行管理に努めます。

3 指標一覧

	指 標 名	数 値	担当課
基本目標Ⅰ	男女共同参画に関する講演会等の実施	年2回以上	企画課
	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	令和8年度までに1回以上	企画課
	人権に関わる題材を活用した指導の実施	年1時間以上	学校教育課 秘書課
	職業見学・体験学習の実施	年1回以上	学校教育課
	教職員を対象とした研修会等の実施	年1回以上	学校教育課
	家庭教育学級の実施	年4回以上	生涯学習課
	DV被害者支援研修の受講	年2回以上	福祉課
	市行事等での防犯啓発活動	年1回以上	環境生活課
	夜間パトロールの実施	年1回以上	環境生活課
	防犯灯設置数	4,800灯	環境生活課
基本目標Ⅱ	放課後児童クラブの待機児童数	0人	学校教育課
	幼稚園における父親・母親参加型行事の実施	年1回以上	学校教育課
	児童福祉施設等における啓発活動や教材の配布	年1回以上	福祉課
	両親学級への父親の参加率	15%	健康管理課
	積極的に育児をしている父親の割合	60%	健康管理課
	子育て女性向け再就職セミナーの開催	年1回以上	産業振興課
	家族経営協定締結数	80戸以上	産業振興課
	女性の認定農業者数	25人以上	産業振興課
	匠瑳市創業塾参加者数をはじめとする創業支援対象者数	年41件	産業振興課
	年間創業者数	年13件	産業振興課
	審議会等委員に占める女性の割合	40%以上	関係各課
	自治会等の地域活動団体における啓発活動や啓発物の配布	年1回以上	企画課 関係各課
基本目標Ⅲ	健康づくりに関する講演会、研修会の開催	年2回以上	健康管理課
	特定健診受診率	60%以上	健康管理課 市民課
	がん検診（胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん）受診率	50%以上	健康管理課
	子育て世代包括支援センターにおける妊娠届出時の保健師の面接実施率及びプラン作成率	100%	健康管理課
	思春期講演会の開催	年1回以上	学校教育課
	防災会議の委員に占める女性の割合	3.3%以上	総務課
	地域活動支援センター事業所数・利用者数	3か所・49人	福祉課

付属資料



1 策定経過

●匝瑳市男女共同参画計画策定委員会

	開催日	主な内容
令和2年度 第1回	令和2年10月2日	・ 第3次匝瑳市男女共同参画計画策定要領(案)及び第3次匝瑳市男女共同参画計画策定スケジュール(案)について
第2回	令和2年10月20日	・ 「第3次匝瑳市男女共同参画計画策定に係る市民意識調査」実施要領(案)について ・ 「第3次匝瑳市男女共同参画計画策定に係る市民意識調査」調査票(案)について
令和3年度 第1回	令和3年5月7日	・ 第3次匝瑳市男女共同参画計画策定スケジュール等について ・ 匝瑳市男女共同参画計画策定委員会専門部会員について ・ 第3次匝瑳市男女共同参画計画策定に係る市民意識調査について
第2回	令和3年8月3日	・ 第3次匝瑳市男女共同参画計画素案(案)について
第3回	令和3年11月1日	・ 第3次匝瑳市男女共同参画計画素案(案)について
第4回	令和4年1月7日	・ 第3次匝瑳市男女共同参画計画(案)について
第5回	令和4年2月22日	・ 第3次匝瑳市男女共同参画計画(案)について

●匝瑳市男女共同参画計画策定委員会専門部会

	開催日	主な内容
第1回	令和3年5月27日	・ 第3次匝瑳市男女共同参画計画について ・ 第3次匝瑳市男女共同参画計画の体系(案)について

		- 第3次匝瑳市男女共同参画計画の主な取組み（指標）について - 第3次匝瑳市男女共同参画計画策定に係る市民意識調査の結果について
第2回	令和3年6月30日	- 前計画の検証評価 - 計画体系の決定 - 主な取組み（指標）の検討
第3回	令和3年7月16日	第3次匝瑳市男女共同参画計画素案（案）について

●匝瑳市男女共同参画推進委員会

	開催日	主な内容
第1回	令和3年6月28日	- 委嘱書の交付、会長の選出 - 策定スケジュール等の報告 - 市民意識調査結果の報告
第2回	令和3年9月	第3次男女共同参画計画素案（案）について
第3回	令和4年1月	第3次男女共同参画計画（案）について

●第3次匝瑳市男女共同参画計画策定に係る市民意識調査の実施

調査対象	匝瑳市内に居住している20歳以上の者
対象者数	2,000人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査期間	令和2年11月2日から同月20日まで
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収結果	配布数：2,000票 有効回答数：819票有効回答率：41.0%

●第3次匝瑳市男女共同参画計画（素案）についてのパブリックコメントの実施

意見募集期間	令和3年11月8日から12月7日まで
計画（素案） 公表方法	市のホームページ、市の窓口（市役所本庁玄関ロビー行政資料コーナー、野栄総合支所玄関ロビー、市民病院玄関ホール、市民ふれあいセンター玄関ホール、八日市場公民館エントランスホール、八日市場ドーム玄関ホール、のさかアリーナ玄関ホール）での閲覧
意見募集対象者	市民、市内の事業者、市内に通勤・通学している者
意見提出者数	1人
意見提出件数	1件
意見提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参

2 匠瑳市男女共同参画計画策定委員会規則（令和2年匠瑳市規則第40号）

（設置）

第1条 市は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づく匠瑳市の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての令和4年度から令和8年度までを計画期間とする基本的な計画（以下「第3次匠瑳市男女共同参画計画」という。）の案を策定するため匠瑳市男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 第3次匠瑳市男女共同参画計画の案の策定に関すること。
- （2） 第3次匠瑳市男女共同参画計画の案の策定に係る調査及び研究に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、第3次匠瑳市男女共同参画計画の案の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長をもって充て、副委員長は企画課長をもって充てる。

3 委員は、秘書課長、総務課長、環境生活課長、健康管理課長、産業振興課長、福祉課長、高齢者支援課長、学校教育課長及び生涯学習課長をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（関係者の出席）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ又は会議に

出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員長は、第3次匠瑳市男女共同参画計画の策定に係る専門的事項の調査及び調整を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、委員長が指名する。この場合において、当該部会員が市長以外の任命権者に属するときは、委員長は当該任命権者と協議して指名する。

3 専門部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

5 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

6 専門部会は、部会長が必要と認めるときに招集し、部会長が議長となる。

7 専門部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

8 専門部会の議事は、出席部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

9 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和4年3月31日限り失効する。

3 匝瑳市男女共同参画推進委員会規則（平成29年匝瑳市規則第28号）

（設置）

第1条 市は、男女共同参画計画（男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づく市の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（以下「施策」という。）についての基本的な計画をいう。以下「計画」という。）の総合的かつ効果的な推進その他男女共同参画社会の形成の促進を図るため、匝瑳市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 計画の推進に関すること。
- （2） 市が行う施策の進行管理及び評価に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により市長が委嘱した委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 平成29年度及び平成30年度に第3条第2項の規定により市長が委嘱した委員の任期は、第4条第1項中「2年」とあるのは、「前条第2項の規定により市長が委嘱した日から平成31年3月31日まで」とする。

4 匝瑳市男女共同参画推進委員会委員名簿

	役 職	氏 名	団 体 等	備 考
1	委 員	伊 藤 和 子	前千葉県地域推進員	
2	委員長	大 木 幸 恵	前千葉県地域推進員	
3	委 員	林 幸 子	匝瑳市ボランティア連絡協議会	
4	委 員	秋 山 賢 明	匝瑳市民生委員児童委員協議会	
5	委 員	石 毛 和 子	匝瑳人権擁護委員協議会第三部会 匝瑳市支部	
6	副委員長	大 野 裕 子	匝瑳市保健推進員会	
7	委 員	岩 井 信 子	匝瑳地区更生保護女性会	
8	委 員	那 智 ゆかり	匝瑳市商工会女性部	
9	委 員	角 田 由 江	ちばみどり農業協同組合女性部 そうさ支部八日市場地区支部	
10	委 員	田 邊 久 利	匝瑳市みどり平工業団地連絡協議会	
11	委 員	片 岡 博 之	匝瑳市区長会	
12	委 員	押 尾 悦 子	匝瑳市社会教育委員会議	
13	委 員	石 田 昇	公募委員	

(順不同・敬称略。)

5 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、
国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められて
きたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が
国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女
が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別
にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することが
できる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を
21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、
社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の
促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を
明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公
共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組
を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会
経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実
現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形
成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及
び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社
会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定め
ることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計
画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義
は、当該各号に定めるところによる。

（1） 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等
な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる
分野における活動に参画する機会が確保され、も
って男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化
的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担
うべき社会を形成することをいう。

（2） 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男
女間の格差を改善するため必要な範囲内において、
男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提
供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての
尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱
いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機
会が確保されることその他の男女の人権が尊重される

ことを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会にお
ける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を
反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立
でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形
成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、
社会における制度又は慣行が男女の社会における活動
の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとし
るよう配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等
な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策
又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同し
て参画する機会が確保されることを旨として、行われな
ければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女
が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の
介護その他の家庭生活における活動について家族の一
員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の
活動を行うことができるようにすることを旨として、行
われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお
ける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男
女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われな
ければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画
社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」とい
う。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関
する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合
的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同
参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及
びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施
策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会
のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共
同参画社会の形成に寄与するように努めなければなら
ない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関す
る施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置

その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女

共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は

関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法 (平成9年法律第7

号) は、廃止する。 (以下略)

6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）最終改正：令和元年法律第 46 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及

び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第 2 条の 3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない

い。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（1） 命令の効力が生じた日から起算して6月間、

被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

（2） 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

（1） 面会を要求すること。

（2） その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

（3） 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

（4） 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

（5） 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

（6） 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

（7） その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

（8） その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶

者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体

に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

(3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

(4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

(5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求め

た事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消し

たときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁

判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方と呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて運用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相

談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則(平成16年法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則(平成19年法律第113号)〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則(平成25年法律第72号)〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則(平成26年法律第28号)〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則（令和元年法律第46号）〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

(2) 第2条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和4年4月1日

(3) 第2条中児童福祉法第12条の改正規定（同条第4項及び第6項に係る部分並びに同条第1項の次に1項を加える部分に限る。）及び同法第12条の5の改正規定 令和5年4月1日

7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（令和元年法律第24号による改正）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっ

ては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1） 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

（2） 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

（3） 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

（4） 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な

事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下

「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更し

たときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担

当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に

該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する

一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

(2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(2) 第16条第5項において準用する職業

安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定につ

いて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法(平成11年法律第89号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成29年法律第14号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

(2) ・ (3) [略] (4) [前略] 附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

(5) [略]

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 [令和元年法律第24号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

[令和元年12月政令174号により、令和2年6月1日から施行]

(1) [前略] 附則第6条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

[令和元年12月政令174号により、令和4年4月1日から施行]

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の

施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

8 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30年法律第28号)

(目的)

第1条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(次条において「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第2条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

ない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第4条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第5条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供(次項及び第9条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第6条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第7条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第8条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第9条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要

な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第3次匝瑳市男女共同参画計画

令和4年3月

発 行：匝瑳市

編 集：匝瑳市企画課

〒289-2198

千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2

電 話：0479-73-0081

FAX：0479-72-1114
